

政令第 号

道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八十八条第一項及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三第一項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に規定する通学路をいう。第三項において同じ。）その他の特に交通の安全を確保する必要がある

る区間に該当する道道等における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ロ 無電柱化（無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第一条に規定する無電柱化をいう。）の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

第三十四条の二の三第三項中「（昭和四十一年政令第百三号）」及び「同令第四条に規定する」を削り、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第二条第三項第二号イに掲げる事業に」を「同号イに掲げる事業に」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「前二号」を「第一号及び第二号」に改め、「改築」の下に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に規定する一般国道以外の一般国道の改築で次のいずれかに該当するもの

イ 通学路（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）第四条に規定する通学路をいう。次条第二項第三号イにおいて同じ。）その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する一般国道における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ロ 無電柱化（無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第一条に規定する無電柱化をいう。次条第二項第三号ロにおいて同じ。）の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

第二条第二項第三号中「前二号」を「第一号及び第二号」に改め、「改築」の下に「（前号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等の改築で次のいずれかに該当するもの

イ 通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する都府県道等における交通事

故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

ロ 無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

第二条第三項及び第四項中「都道府県道等」を「都府県道等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

理由

通学路その他の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅等に関する国の負担又は補助の割合の特例を定める必要があるからである。